

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について

1 趣旨

消防法施行令別表第 1（6）項口に掲げる防火対象物で延べ面積が 275 m²以上 1,000 m²未満のもの（一定の防火区画を有するものを除く。）に設置される「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「特定スプリンクラー設備」という。）」については、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 131 号）に則り運用しているところですが、平成 27 年 4 月 1 日にはスプリンクラー設備の設置基準が原則として延べ面積 275 m²未満の防火対象物に対しても義務付けられることから、給水装置課として特定スプリンクラー設備の運用基準を明確に示すこととしました。

2 事前協議について

(1) 特定スプリンクラー設備は、消防法の規定により必要な事項がありますので、消防設備士の指導の下に設置してください。

(2) 特定スプリンクラー設備を設置する場合は、給水方式及び口径にかかわらず全て事前協議をしてください。

ア 道路下に埋設されている配水管の最小動水圧力（24 時間計測における最小値）は地域及び時間帯によって異なるため、事前に特定スプリンクラー設備を設置する施設付近の最小動水圧力を測定する必要がありますので、「水圧測定依頼書」を提出してください。

なお、水圧測定は給水装置課にて実施します。

イ 特定スプリンクラー設備の給水方式等について、「給水計画承諾願書」を提出してください。

同書には、特定スプリンクラー設備の水理計算書に加えて、建物配置図、建物平面図、建物断面、給水設備平面図、特定スプリンクラー設備平面図、配管系統図等を添付してください。

3 設置基準について

(1) 特定スプリンクラー設備のうち「水道直結式スプリンクラー設備」は、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当します。そのため、型式によらず給水装置の構造及び材質の基準に適合するものを設置してください。

(2) 水道直結式スプリンクラー設備は、直結直圧式（構成例 No. 1）または直結増圧式（構成例 No. 2）とし、ともに地上 2 階建以下かつ延べ面積 1,000 m²未満の建物に限ります。

なお、直結増圧式とする場合には、スプリンクラー専用の配管のみとし、一般の給水栓は直結直圧式としてください。

(3) 湿式の場合（設備内に常時、水が充填されているもの）

ア スプリンクラー管末に、放水確認及び水の停滞防止のために飲用としない給水栓を設け

てください。(ループ配管は認めません。)

イ 上記アの給水栓はなるべく使用頻度の高い水栓(トイレの洗浄水など)にしてください。

(4) 乾式の場合(設備内に平時は水が充填されていないもの)は、給水管からの分岐点に、停滞水が逆流しないように逆止弁を設置してください。

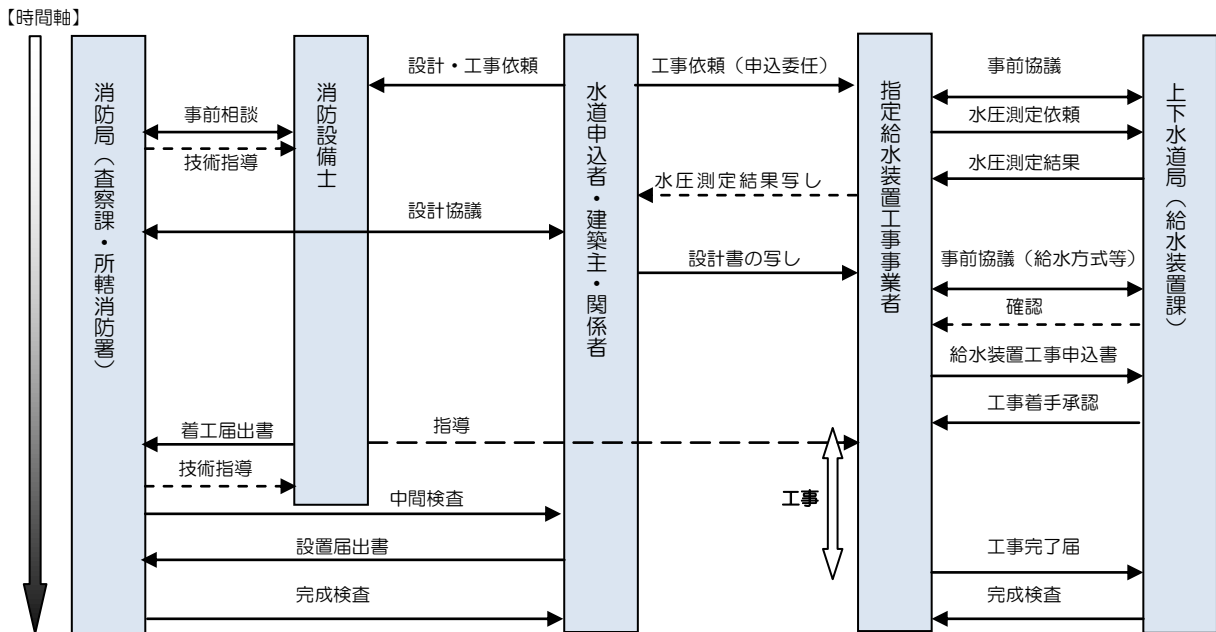
(5) 一般給水栓が直結直圧式で、特定スプリンクラー設備を消火用補助水槽式(構成例No.3)にて設置する場合は、給水管からの分岐点に停滞水が逆流しないように逆止弁及び管末には放水を確認するための弁を設置してください。

(6) 水道直結式スプリンクラー設備が用途変更等によって不要になった場合には、直ちに撤去してください。

4 給水装置工事申込について

配水管の事故その他やむを得ない事情等によって、給水を停止することがあり、水道直結式スプリンクラー設備が放水されない場合がありますので、ご承知おきのうえ、「水道直結式スプリンクラー設備に関する誓約書」を添付して申込をしてください。

5 特定スプリンクラー設備を伴う小規模な社会福祉施設の給水装置工事申込の概略フロー図



6 根拠法令等

- (1) 消防法、同施行令、同施行規則
- (2) 水道法、同施行令、同施行規則、静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込に係わる申請手続き
- (3) 「消防庁 消防予第 131 号 平成 21 年 3 月 31 日付 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」
- (4) 「厚生労働省 健水発第 1221002 号 平成 19 年 12 月 21 日付 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」